

令和2年4月施術管理者研修【東京都会場】中止における今後の対応について

新型コロナウイルス感染拡大防止に鑑み、令和2年4月【東京都会場】施術管理者研修を受講できなかった方々への対応として以下1、に加え厚生労働省事務連絡が決定いたしましたのでご連絡いたします。

- 1、中止となった令和2年4月施術管理者研修については、令和2年6月から12月の間に別日程で代替の研修を開催することを検討しています。代替の研修の開催（日時及び会場）については詳細が決定次第改めてご連絡をさせていただきます。

【参考 厚生労働省事務連絡等】

特例関係通知対象者の研修修了証の写しの提出期限は令和3年3月31日に延長することとなりました（手続きは不要です）。

また、近日中に開業を予定されている方については令和2年4月23日以降に地方厚生局へ受領委任の届け出又は申し出ください。

- ・ [柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例に係る取扱いについて（令和2年3月27日 事務連絡）【届出書等を提出した上で令和2年4月実施分の施術管理者研修受講を予定していたが中止の連絡を受けた特例関係通知対象者】](#)
- ・ [柔道整復施術療養費に係る疑義解釈資料の送付について（令和2年3月27日 事務連絡）【令和2年4月実施分の施術管理者研修受講を予定していたが中止の連絡を受けた開業予定者及び令和2年4月実施分の施術管理者研修受講を予定していたが中止の連絡を受けた平成30年5月24日付け事務連絡問9に該当する者】](#)

（公財）柔道整復研修試験財団

事務局長 中 澤 敏 和

令和2年3月31日